

## 人権特設相談所

日常生活や身の回りの人権問題について、人権擁護委員が相談を受けます。相談は無料で、秘密は厳守します。

- 日時／8月17日(木) 13:00~16:00
- 場所／きび保健福祉センター ボランティアルーム

## 電話による人権相談窓口

みんなの人権110番(さまざまな人権問題)

☎ 0570-003-110

女性の人権ホットライン(家庭内暴力など女性の人権問題)

☎ 0570-070-810

こどもの人権110番(いじめ・虐待など子どもの人権問題)

☎ 0120-007-110

考えてみませんか、私の人権、あなたの人権。

# 人権だより

総務課(吉備庁舎)

電話 22-3291

ファクス 52-3210

## 子ども虐待のない社会 を目指しましょう

「子ども虐待」という言葉が最近よく取り上げられています。テレビのニュースや新聞で見たり聞いたりすると、特別な事件に思えるかもしれませんが、虐待はみなさんの身近で起こっている行為です。ここ数年、虐待による死亡事例は全国で年間50件を超えており、週に1人が犠牲になっているほどです。また、死亡に至らなくても体や心に傷を負っている子どもたちや、助けを求められない子どもたちがたくさんいます。

虐待のニュースが流れる度に、虐待した親や養育者は「しつけのためをやった」と答えていることが多いようです。もちろん、生活習慣や社会のルールは教えずにはなりません。親や養育者がさまざまな原因によるストレスを抱え、そのはけ口が弱い存在である子どもに向けられてしまっています。

- ・体に殴られたようなあざや切り傷をつけた子どもがいる。
- ・汚れた衣服を着て食事を与えられていないような子どもがいる。

・子どもが厳冬期に戸外に長時間出されている。

・子どもの姿は見たことがないが、火がついたように泣いているのがいつも聞こえる。

・小さな子どもを残して、両親がいつも外出し、食事や世話を十分にしていない。

このように、著しく様子がおかしい、適切な養育を受けていない子どもがいるようだと感じた方は、地域の児童相談所などに通告してください。ちょっとした「目配り」や「気配り」で子どもを虐待から救えます。子どもはほとんどの場合、自分から助けを求めることができます。子どもを救うために、あなたがぜひ行動を起こしてください。

人権機関有田川副会長 張道暁



## 全国一斉

「子どもの人権110番」

強化週間の実施

いじめ、体罰、児童虐待など、子どもを巡るさまざまな人権問題について、法務局職員または人権擁護委員が相談に応じます。相談は無料で、秘密は厳守されます。1人で悩まずにお気軽にご相談ください。

●期間／8月23日(水)～8月29日(火)

●時間／平日 8時30分～19時

土日 10時～17時

## ●連絡先

①電話による相談

「子どもの人権110番」

☎ 0120・007・110

(全国共通・無料)

②SNS(LINE)による相談

アカウント名 SNS人権相談

検索ID @snsjinkenoudan

## ●お問い合わせ

和歌山地方法務局人権擁護課

和歌山県人権擁護委員連合会

☎ 073・422・5131